

《令和7年度・8年度》

岩美町建設工事入札参加資格審査申請手続き等説明書

令和7年度および令和8年度に岩美町が発注する「建設工事」に係る入札参加資格の審査申請手続き等については、下記に従って申請書を作成し、提出してください。

1. 申請方法

次のいずれかの方法で申請してください。

ティーケース

▽鳥取県入札参加資格審査申請共同受付システム(TCAS)による申請(電子申請)

※書類等の省略化が図られますので、可能な限りTCASをご利用ください。

▽従来の紙による申請

2. 申請手続き

【TCASにより申請する場合】

(1) 受付期間等

		受付期間	認定期間
第1期	第1回	令和6年12月1日～令和7年1月31日	令和7年4月1日～令和9年3月31日
	第2回	令和7年4月1日～令和7年4月30日	令和7年7月1日～令和9年3月31日
	第3回	令和7年7月1日～令和7年7月31日	令和7年10月1日～令和9年3月31日
第2期	第4回	令和7年10月1日～令和8年1月31日	令和8年4月1日～令和9年3月31日
	第5回	令和8年4月1日～令和8年4月30日	令和8年7月1日～令和9年3月31日
	第6回	令和8年7月1日～令和8年7月31日	令和8年10月1日～令和9年3月31日

▲TCASの「申請」ボタンを押下できる期間は上記期間です。

※TCAS 対応市町村(令和7年4月時点で16団体)

鳥取県、鳥取市、米子市、倉吉市、若桜町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日野町、江府町、三朝町、岩美町

※TCASでの随時受付は行っていませんので、ご注意ください。

※申請書類の訂正、修正、不備等による追加・再提出は、受付期間最終日の翌月末までとし、それまでに申請書類が整わない場合は、受け付けを取り消す場合があります。

(2) 申請書様式等入手方法

鳥取県公式ホームページ(とりネット)またはTCASからダウンロードしてください。

(とりネット)<https://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=32784>

(TCAS)<https://www2.nssinsei.jp/tottori-pref>

※どちらのリンクからでも様式がダウンロードできます。

※前回認定時から様式を変更していますので、必ず今回の様式を取得して作成してください。

(3)提出方法

TCASに必要な事項を入力し、必要資料をTCASに張り付けて提出(申請)してください。

※TCASにてシステムの操作説明書がご覧いただけます。

【紙による申請の場合】

(1)受付期間等

随時申請を受け付けます。

〈持参または郵送〉

※発送封筒の表には「指名審査申請書在中」と明記

※受付票の返信を希望する場合は、返信用ハガキまたは封筒(切手貼付)を同封

(2)提出場所

岩美町役場 建設水道課

〈住 所〉〒681-8501 鳥取県岩美郡岩美町浦富675-1

〈電 話〉0857-73-1567

(3)認定期間

〈定期申請の場合〉

令和7年4月1日から令和9年3月 31 日までの2年間

〈随時申請の場合〉

認定の日から令和9年3月 31 日まで

3. 提出書類【以下、紙申請による場合】

各様式は鳥取県又は国土交通省指定様式で申請可能ですが、宛先を「岩美町」および「岩美町長」に変更した上で使用してください。

【紙による申請の場合】(A4サイズ／クリアファイルまたはフラットファイル等綴)

添付書類

①商業登記簿(写) ※申請日の3か月以内発行

②印鑑証明書(写) ※申請日の3か月以内発行

③工事経歴書(任意様式)

④技術者経歴書(任意の様式)

⑤建設業許可通知書(写)

⑥納税証明書

◇(法人)国税(「その3の3」…法人税、消費税)

県税(鳥取県に納付義務がある法人県民税)

町税(岩美町に納付義務のある税目)

◇(個人)国税(「その3の2」…所得税、消費税)

町税(岩美町に納付義務のある税目)

※未納のないことを証明するもの

※岩美町または鳥取県内に本店・委任先事業所がない場合は該当する税目のみ。

※申請日の3か月以内発行

※未納がある場合は受理できません。

⑦経営規模等評価結果通知書(写)

⑧委任状(支店等に入札・契約を委任する場合のみ。連絡先の記載要)

⑨使用印鑑届(②の印鑑証明書と異なる印鑑を使用する場合)

⑩労働保険料納付証明書

鳥取労働局発行の労働保険料に未納がないことを証する証明書(写し可)

※審査申請書提出の当月または前月に交付されたもの。

※県内に本店を有する事業者のみ提出してください。

4. その他

資格の認定後、内容に変更が生じた場合は、速やかに変更届を提出してください。その際は、変更事項を証する書類を添付してください。

(※TCASの場合、希望職種・業務の変更が可能な時期は、1ページの受付期間内のみです。そのほかの内容については、随時変更が可能です。)